

令和7年度

「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立八瀬小学校

令和7年度 京都市立八瀬小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、どの児童も安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、「自分も大事、他の人も大事」という理念を元に、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組む。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行う。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置・傍観することもないよう、いじめの防止等の対策は、「いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」「いじめはいじめる側が100パーセント悪い」ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを目的とする。

学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするために、いじめの防止等の対策を、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

○委員会名 八瀬小学校いじめ対策委員会

○構成員（職名又は校務分掌）

　　校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部担当教員・養護教諭

　　教育相談主任・スクールカウンセラー

○開催時期

　　定例委員会は、第4月曜日に開催（緊急の場合は、この限りではない）

○委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見にむけての対策などの検討

- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談・通報の窓口としての役割
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

○児童生徒、保護者への周知の方法

- ・朝会での話や「友だちの日」の取組
- ・学校だより、HPでの広報
- ・学校運営協議会、学校説明会での周知

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

○基本的な考え方

- ・「いじめ防止対策推進法」、「京都市いじめの防止等に関する条例」、ならびに「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、全教職員が未然防止、早期発見に向けた対策や発見時の適切な対応等について共通理解できるように、校内研修を実施する。

○研修の時期・内容等

- ・生徒指導研修会等において実施する。
- ・「教職員のいじめに対する意識の向上」「いじめアンケート結果をもとにした研修」「事例研修」「『学校いじめの防止等基本方針』の共通理解」等を内容とする。

3 学校いじめの防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

○学習環境の整備

- ・学校教育目標・学級目標、みんなのやくそくなど教室に行動目標等掲示物を作成し掲示する。
- ・本校特有の学校環境を大切にしていこうとする姿勢を育てる。
- ・ＩＣＴ機器の活用を積極的に進め、情報モラルの定着を図れるように整備を進める。

○授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、すべての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習する時の約束やルールを守り、意欲的に学ぶ集団作りを目指す。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・基礎的・基本的技能の確実な定着を図るとともに、児童自らが課題を見つけ学習する態度が身に付くようにする。

- ・担任外教員との協力により、個に応じた支援の充実を図る。

○人権教育・道徳教育の充実

- ・「自分も大事、他の人も大事」の考え方のもと、みんなが楽しく過ごせる学校生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる活動の意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「友だちの日」を毎月1回設定し、人権に関わるテーマについて考える機会をもつ。
- ・「いじめは決して許されない」ことや「命の大切さ」「お互いを理解し思いやる心」などを具体的に取り上げた人権学習・道徳の学習の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

○体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間作りを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会等）を通して人間関係作りを行う。
- ・音楽活動（金管バンド・全校音楽）を通して全校児童が交流し合い、更に保護者や地域の方との交流を図る。

○児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の集会活動を活性化し、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を進める。
- ・「ともだちの木」を玄関に常設し、友だちを大切にする心を育てる。
- ・「ともだちグループ」（異年齢縦割り集団）での全校遊びやたてわり遊び、全校遠足、各委員会主催の集会活動への参加により望ましい人間関係の育成を図る。

○児童へのはたらきかけ

- ・生徒指導や校内研究と連携し、自ら行動する子どもの育成を目指して特別活動の充実を図る。
- ・図書コーナーに人権に関わる本のコーナーを設置し、意識の向上を図る。
- ・非行防止教室の実施後、学級で話し合いをする。

○保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「八瀬小学校いじめの防止等基本方針」の内容を発信するとともに、いじめの防止や解消に向けて、保護者による子どもの観察や声かけの重要さを知らせ、理解と協力を得る。
- ・人権学習、道徳の参観授業・懇談会を実施し、積極的な参加を呼びかける。
- ・各学年の学級だよりやHPに「友だちの日」の取組の様子や感想を掲載する。

○その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し成果と課題を周知する。
- ・アンケートを基に、P D C Aサイクルでの見直しを行う。

(2) いじめ早期発見・積極的認知のための取組

○情報の収集と情報の共有

- ・登下校時、休み時間、清掃中などに見守り活動をするとともに、気にかかる情報があれば速やかに教職員全体で共有する。
- ・毎週水曜日の職朝は「児童情報共有」限定の時間とし、気にかかる子どもの情報を教職員全体で共有する。
- ・定期的な家庭訪問の実施により相談の機会を確保する。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」により情報共有と組織的な対応を図る。
- ・必要に応じてケース会議を行い情報共有と組織的な対応を図る。

○児童生徒に対する定期的な調査

- ・アンケートの実施
- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用して「いじめ」の兆候を早期に実態把握する。
- ・クラスマネジメントシートを活用して「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しをする。

○教育相談の実施

- ・アンケートの結果に基づき、各担任が必要に応じて相談活動を実施する。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を実施する。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育を強化し、携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」において、学年に応じた指導をする。
- ・ネットに関わる問題行動の事例を伴う校内研修を行い、いじめとのかかわりや対応策について理解を深める。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

○基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「京都都市いじめの防止等に関する条例」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

○いじめが発覚した時の対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止める。
- ・いじめの発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、組織的に速やかな対応が行えるようにする。
- ・「いじめ対策委員会」が中心となって、関係児童から丁寧に事情を聞き取り、

正確な事実関係の記録をとる。

- ・被害児童やいじめを知らせてきた児童の保護を最優先する。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに京都市教育委員会に報告する。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。

«いじめ事案に対する組織的な対応の流れ»

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

○インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

- ・書き込みや画像の削除、SNSへの対応など、被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・児童の実態に即して指導を行う。
- ・学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。
- ・教職員が具体的な事例に対応できるように急速に進化しているSNSについて研修を設定する。
- ・情報モラル教育を積極的に行い、未然防止を図る。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」等、通信機器関連の外部講師に依頼するなど、ネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける。
- ・子どものケータイやスマートフォン、コンピュータ等の利用において家庭内で約束やルールを決めるなどの防止策をとるよう、機会あるごとに啓発する。

○「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめ事象確認後少なくとも3ヶ月はいじめに係る行為が止んでおり、またいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないかを、全教職員で見守り続ける。いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、その状況を「いじめ対策委員会」で定期的に情報共有し組織的な動きを構築する。
- ・SCからのアドバイスを受けながら、学校として適切な措置を講じる。
- ・登下校、朝学習や休み時間、掃除時間など複数の教職員による校内巡回を実施し、児童を見守る。

4 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態に至らないよう、いじめ事案を認知した場合には、早期かつ適切に問題の解決を図ることが基本である。そのために、まずは、事案の内容や経過、事実関係等を的確に把握し、関係者が十分な情報共有を行う。その上で、子どもに寄り添った継続的な指導を進めたり、関係機関を含めた組織的な対応を進めたりすることで、早期解決と再発防止に努める。

重大事案に至ったと判断した場合は、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生したことを市長に報告する。それとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生防止をするため、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。それとともに、本校が調査主体となる場合には校内に組織を設け、質問票の使用等の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査に関わる事実関係の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等について協議する。
- ・重大事態は法において、
 - i) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ii) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されている。
- ・本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。
- ・京都市教育委員会が主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

5 関係機関との連携

- (1) 八瀬小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「八瀬小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座等での研修会を設定する。
- (2) いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に児童相談所とも連携を図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- (3) 日常からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

年間予定のため、変更する場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	「学校いじめ防止プログラムの見直し」職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 「京都市いじめの防止等取組指針」をもとに教職員の意識向上に向けた研修	友だちの日（よいクラス作り） 1年生をむかえる会 4/28	スクールカウンセラー（週1回）教育相談	授業参観、学級懇談会
5	学級経営方針の交流会 児童理解のための研修会 いじめ対策委員会①	友だちの日（憲法について） ※いじめ対策委員会メンバーの紹介	スクールカウンセラー（週1回）教育相談	家庭訪問週間

		非行防止教室(2~6学年) 修学旅行(6年)5/9~10		
6	いじめ対策委員会② (いじめの未然防止について)	友だちの日(情報モラル) 運動会 5/30	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施 第1回クラスマネジメントシートの実施 スクールカウンセラー(週1回)教育相談	
7	いじめ対策委員会③ (いじめの早期発見について) いじめアンケート、クラスマネジメントシート結果の共有	友だちの日(命の大切さ) ケータイ安全教室(3~6年) 薬物乱用防止教室(6年) 宿泊学習 若狭青少年自然の家(4・5年)7/9~11	教育相談週間 スクールカウンセラー(週1回)	個人懇談会
8	夏季人権研修			家庭教育講座②
9	いじめ対策委員会④ (いじめの積極的認知について)	友だちの日 (障害についての理解)	スクールカウンセラー(週1回)教育相談 前期学校評価実施	
10	いじめ対策委員会⑤ 「気にかかる子」の理解についての研修 学校評価の分析と共有	友だちの日(異性の尊重) 全校たてわり遠足 10/17	スクールカウンセラー(週1回)教育相談	学校運営協議会 前期学校評価
11	いじめ対策委員会⑥ (保護者への発信について) 「学校いじめ防止プログラム」の見直し	友だちの日(外国について) 学習発表会 11/7 いじめアンケート調査結果 情報交換	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施 第2回クラスマネジメントシートの実施 スクールカウンセラー(週1回)教育相談	学校だより臨時号配布
12	いじめ対策委員会⑦ いじめアンケート、クラスマネジメントシート結果の共有	友だちの日(友だちの大切さ)	教育相談週間 スクールカウンセラー(週1回)	個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑧	友だちの日(情報モラル)	スクールカウンセラー(週1回)教育相談	人権学習の授業参観
2	いじめ対策委員会⑨ 「気にかかる子」の理解についての研修 学校評価の分析と共有	友だちの日(命の大切さ)	スクールカウンセラー(週1回)相談日 後期学校評価実施	新1年入学説明会 自由参観、作品展 家庭教育講座③ 学校運営協議会
3	年間の取組の振り返り	友だちの日(人権学習)	スクールカウンセラー(週1回)相談日	授業参観、懇談会 後期学校評価 臨時号配布

